

出納局

建設委員会 【議案関係資料】 (当初予算関係)

2月7日提出

令和 7 年第 1 回定例会（2 月議会）
建設委員会・分科会
提出資料（当初予算関係）

令和 7 年 2 月 7 日
出 納 局

【予算関係】

財 産 活 用 課	県庁舎ほか電話設備更新に係る債務負担行為の設定について	・・・	3
財 産 活 用 課	第二庁舎受変電設備改修に係る債務負担行為の設定について	・・・	4

県庁舎ほか電話設備更新に係る債務負担行為の設定について

財産活用課

1 概要

電話設備は、平成 19 年度の設置から 17 年が経過し、設備の老朽化に伴い故障時の対応も困難になっているため、更新を実施。

機器調達期間を含め 7 地域振興局の施工に 7 か月、県庁舎及び秋田地方総合庁舎の施工に 10 か月と完成まで 17 か月を要するため、債務負担行為を設定する。

4 工程表

年度	令和 7 年度												令和 8 年度											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	◎契約																							
	公告												7地域振興局 電話設備更新 県庁舎及び秋田地方総合庁舎 電話設備更新											
	入札												機器調達、現地施工(養生・撤去・据付・試験等)											

2 事業内容

(1) 箇所名

県庁舎、秋田地方総合庁舎及び 7 地域振興局

(2) 内容

- ・工事内容：電話設備更新 一式
- ・工期：令和 7 年 7 月～令和 8 年 11 月（17 か月）

3 債務負担行為限度額

382,788 千円

【参 考】

事業費	500,884 千円
(内訳) R 7	118,096 千円 (当初)
R 8	382,788 千円 (債務負担)



第二庁舎通信機械室（地下 2 階）



地域振興局通信機械室（1 階）

第二庁舎受変電設備改修に係る債務負担行為の設定について

財産活用課

1 概要

第二庁舎の受変電設備は、平成 11 年度の設置から 25 年が経過し、設備の老朽化による停電事故の未然防止と電源の安定供給のため、改修を実施。

機器製作に 12 か月を要し、現地施工を含め全体で 21 か月を要することから、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 箇所名

第二庁舎（電気室・発電機室・中央監視室）

(2) 内容

- ・工事内容：第二庁舎受変電設備改修
屋外引込設備、高圧ケーブル、直流電源装置、制御・計装機器
- ・工 期：令和 7 年 7 月～令和 9 年 3 月（21 か月）

3 債務負担行為限度額

3 2 2，4 2 7 千円

【参 考】

事業費	3 2 6，8 3 6 千円
（内訳） R 7	4，4 0 9 千円（当初）
R 8	3 2 2，4 2 7 千円（債務負担）

4 工程表

年度	令和 7 年度												令和 8 年度											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容				◎契約																				
			公告	準備工			機器製作、その他資材手配																	
			入札										現地施工（養生・撤去・据付・試験等）											



第二庁舎電気室（地下 2 階）